

奈良市公報 第 173 号				令和 8 年 8 月 3 日 発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長	
目次					
条				例	
月	日	番号	件 名	主 管	
7	3	26	奈良市公報号外第 31 号に掲載	議会総務課	
規				則	
月	日	番号	件 名	主 管	
7	3	36	奈良市公報号外第 31 号に掲載	公園緑地課	
7	3	37	奈良市公報号外第 31 号に掲載	保健衛生課	
告				示	
月	日	番号	件 名	主 管	
7	1	347	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課	
7	1	348	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課	
7	1	349	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の 廃止	介護福祉課	
7	1	350	指定納付受託者の変更	広報課	
7	1	351	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の 届出	保護課	
7	1	352	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課	
7	1	353	放置自転車等の保管	環境政策課	
7	2	354	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
7	3	355	道路の位置指定	建築指導課	
7	6	356	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課	
7	6	357	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の 指定	介護福祉課	
7	6	358	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課	
7	6	359	督促状の公示送達	納税課	
7	6	360	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 等の指定	障がい福祉課	
7	6	361	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の指定（更新）	障がい福祉課	
7	6	362	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者	障がい福祉課	

等の廃止				
7	7	363	奈良市公報号外第31号に掲載	広報課
7	7	364	指定納付受託者の変更	広報課
7	8	365	奈良市公報号外第31号に掲載	市民税課
7	9	366	放置自転車等の保管	環境政策課
7	10	367	指定納付受託者の変更	スポーツ振興課
7	10	368	指定納付受託者の変更	スポーツ振興課
7	10	369	住居番号の設定	市民課
7	10	370	住居番号の変更	市民課
7	13	371	町の区域の変更案の公示	市民課
7	13	372	住民票の職権消除	市民課
7	14	373	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	15	374	放置自転車等の保管	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
7	1	34	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
7	8	35	奈良市排水設備指定工事店の指定	営業管理課
7	9	36	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	営業管理課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
7	3	8	奈良市公報号外第31号に掲載	教職員課
7	15	12	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	9	26	奈良市公報号外第31号に掲載	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
7	7	7	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105603	訪問介護	ALSOK ジョイライフ株式会社	大阪府北区西天満四丁目14番3号	訪問介護ステーションナービス 奈良あやめ池	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32-10-1

奈良市告示第 3 4 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 8 年 5 月 3 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104200	居宅介護支援	社会福祉法人嘉耶の会	奈良県奈良市大和田町 2226	特別養護老人ホーム梅花苑	奈良県奈良市大和田町 2226

奈良市告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和8年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年6月15日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104432	地域密着型通所介護	株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘 2-2-15	ぽれぽれ秋篠Ⅱ	奈良県奈良市秋篠三和町 1-388-11

1 廃止年月日 令和8年6月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2990190312	地域密着型通所介護	株式会社ホワイト	奈良県大和郡山 市北郡山町 525-5	通所介護事業所 エニシア	奈良県奈良市中町 5014

奈良市告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年奈良市告示第179号により告示した指定納付受託者から、同条第3項の規定による変更の届出があったため、同条第4項及び奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年 7月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の届出を行った指定納付受託者の名称

株式会社DMC aizu

2 変更の届出を行った事項

指定納付受託者の会社名および住所

3 新たな会社名および住所

株式会社DmcMC ソリューションズ

東京都千代田区丸の内1丁目11番1号

4 会社名を変更する日

令和8年7月1日

奈良市告示第 351 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人矢迫医院	奈良県奈良市高畑町 1112	令和 8 年 3 月 31 日
高山クリニック	奈良県奈良市柏木町 190－ 5	令和 8 年 3 月 31 日
医療法人まえた医院	奈良県奈良市朱雀四丁目 1－ 5	令和 8 年 3 月 31 日
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀一丁目 5 番地 17	令和 8 年 4 月 30 日
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町 1153 番地	令和 8 年 4 月 30 日
セイムス近鉄奈良薬局	奈良県奈良市東向南町 23 番 1 号 コトモール 1F	令和 8 年 4 月 30 日
ミラドラ薬局 学園前駅店	奈良県奈良市学園北一丁目 8 番 11 号 かくやビル 1 階	令和 8 年 3 月 31 日

奈良市告示第 352 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良県奈良市押熊町 1153 番地	令和 8 年 5 月 1 日
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良県奈良市朱雀一丁目 5 番地 17	令和 8 年 5 月 1 日
M_care_supporter	奈良県奈良市秋篠町 1059 番地 1 グランドライフ秋篠 206	令和 8 年 5 月 1 日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年7月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年6月25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年7月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年10月30日 奈良市指令整開 第24A-24号

令和8年 5月22日 奈良市指令整開 第24A-24-1号

令和8年 6月24日 奈良市指令整開 第24A-24-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年7月2日 第1983号

公共施設 令和8年7月2日 第1007号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中町453番6、453番7、454番1、454番13、455番2、455番5の各一部及び454番15並びに奈良市藤ノ木台三丁目454番24及び454番25

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目8番1号

株式会社マルヤマ 代表取締役 丸山 佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

（1）道路

奈良市中町453番6、454番1、454番13、454番15、455番2及び455番5の各一部並びに藤ノ木台三丁目454番24及び454番25

（2）下水道

奈良市中町453番6、454番1、454番13及び454番15の各一部

（3）調整池（地下式）

奈良市中町454番13、455番2及び455番5の各一部

奈良市告示第 355 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 3 日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良県生駒市谷田町 876 番地 ローレル大光 201 号 奈良市四条大路二丁目 2 番 13 号
申請者氏名	梅岡住宅サービス株式会社 代表取締役 梅岡 久幸 いこま住研株式会社 代表取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市富雄元町一丁目 559 番 4 及び 559 番 5 の各一部
道路の幅員	最大 4.15m 最小 4.02m
道路の延長	30.80m
指定年月日	令和 8 年 7 月 3 日
指 定 番 号	第 R0709 号

奈良市告示第 3 5 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により公示する。

令和 8 年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 8 年 7 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199582	(介護予防) 訪問看護	合同会社 LinoHome	奈良県奈良市 中登美ヶ丘 六丁目 12-8-910	Lino 訪問看護 ステーション	奈良県奈良市 富雄元町二丁目 7-25 SSK ビル 302 号
2970191413	訪問介護	有限会社 ティエヌケイ	奈良県奈良市柏 木町 395 番地の 5	訪問介護 123	奈良県奈良市柏 木町 395 番地の 5

奈良市告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和8年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190346	地域密着型 通所介護	株式会社縁幸	大阪府守口市 大久保町三丁目 2-1	通所介護事業 所エニシア	奈良県奈良市 中町 5014

奈良市告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により公示する。

令和8年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和8年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190167	介護予防支援	あみまゆ合同会社	京都府木津川市 城山台十丁目 26-20	ケアプランセンターここさ	奈良県奈良市 大宮町六丁目 9-8 岡田ビル 502号
2970302135	介護予防支援	合同会社テイクイット	奈良県大和郡山 市美濃庄町 749-1	在宅支援 テイクイット	奈良県大和郡山 市美濃庄町 749-1

令和7年度軽自動車税全期分、令和7年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分、第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年7月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
令和7年度軽自動車税	全期分	令和8年 1月20日	令和7年12月26日
令和7年度軽自動車税	全期分	令和8年 3月19日	令和8年 3月 2日
令和7年度軽自動車税	全期分	令和8年 4月20日	令和8年 3月 2日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和7年 7月18日	令和7年 6月30日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和7年 8月20日	令和7年 7月31日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和7年12月19日	令和7年12月 1日
令和7年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和8年 3月19日	令和8年 3月 2日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和8年7月17日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定

令和 8 年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定年月日 令和 8 年 3 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910104682	株式会社 ライフケア・ ビジョン	大阪府大阪市 東淀川区東中島 一丁目 18 番 22 号	ハッピースタッフ 奈良登美ヶ丘	奈良県奈良市 南登美ヶ丘 10-1	居宅介護・ 重度訪問介護	令和 14 年 2 月 29 日
2920100829	株式会社 グロース	大阪府大阪市 大正区泉尾 三丁目 8 番 12 号	むつき	奈良県奈良市 古市町 1705 番 15	共同生活援助	令和 14 年 2 月 29 日

(2) 指定年月日 令和 8 年 3 月 1 日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100574	特定非営利活動法人 市民活動サークル えん	奈良県生駒市 谷田町 1281-3 谷田ビル	放課後等 デイサービス torigai	奈良県奈良市 鳥見町一丁目 2-11 トリミティー 中西ビル 2F	放課後等 デイサー ビス	令和 14 年 2 月 29 日

奈良市告示第 361 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）

令和 8 年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定更新年月日 令和 8 年 3 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定 有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103148	一般社団法人 奈良市手をつな ぐ親の会・ 奈良美鹿の会	奈良県奈良市 椿井町 10 番地の 2	ちいさな小枝	奈良県奈良市 椿井町 10 番地の 2	就労継続 支援 A 型	令和 14 年 2 月 29 日

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者の廃止
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の廃止
- (5) 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止

令和 8 年 7 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 廃止年月日 令和 8 年 3 月 31 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2910101654	株式会社 サンケア	奈良県奈良市 学園大和町一丁目 304 番地	サンケア・ デイセンター	奈良県奈良市 学園大和町一丁目 304 番地	就労継続支援 B 型
2910103031	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台 四丁目 6 番地	ニチイケア センター 新大宮	奈良県奈良市 大宮町六丁目 7-7 MC 新大宮ビル 105 号室	居宅介護・ 重度訪問介護
2910104336	株式会社 はなどう	奈良県奈良市 鶴舞西町 2-26 ヒューマンスペー ス学園前 307 号	ケアステーション うたたね	奈良県奈良市 鶴舞西町 2-26 ヒューマンスペー ス学園前 307 号	居宅介護・ 重度訪問介護

2920100688	株式会社 TM'S	大阪府大阪市 東成区東中本 三丁目 19-23 東祥ビル 6 階	ひだまり	奈良県奈良市 南登美ヶ丘 17-3	共同生活援助
------------	-----------	---	------	----------------------	--------

(2) 廃止年月日 令和 8 年 3 月 3 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2950121034	社会福祉法人 東大寺福祉事業団	奈良県奈良市 雑司町 406-1	東大寺福祉療育病院 華の明	奈良県奈良市 雑司町 406-1	放課後等 デイサービス

(3) 廃止年月日 令和 8 年 3 月 3 1 日 (指定一般相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2930100462	特定非営利活動法人 自立生活センター・ サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	自立生活センター・ サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	地域移行支援・ 地域定着支援

(4) 廃止年月日 令和 8 年 3 月 3 1 日 (指定特定相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2930100462	特定非営利活動法人 自立生活センター・ サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	自立生活センタ ー・サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	計画相談支援
2930100835	有限会社アイ	奈良県奈良市 朱雀五丁目 16-15	相談支援センター コンチェルト	奈良県奈良市 五条 3 丁目 20-15 レジデンス西ノ京 A101	計画相談支援

2930100926	特定非営利活動法人 子育てサポート・ ふれ愛	奈良県奈良市 山陵町 110 番地 12	子育てサポート・ ふれ愛 相談支援事業所	奈良県奈良市 西大寺栄町 3-23 サンローゼビル 2 階	計画相談支援
------------	------------------------------	-------------------------	----------------------------	--	--------

(5) 廃止年月日 令和 8 年 3 月 3 1 日（指定障害児相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2970100067	有限会社アイ	奈良県奈良市 朱雀五丁目 16-15	相談支援センター コンチェルト	奈良県奈良市 五条 3 丁目 20-15 レジデンス西ノ京 A101	障害児相談支援
2970100117	特定非営利活動法人 子育てサポート・ ふれ愛	奈良県奈良市 山陵町 110 番地 12	子育てサポート・ ふれ愛 相談支援事業所	奈良県奈良市 西大寺栄町 3-23 サンローゼビル 2 階	障害児相談支援
2970100497	特定非営利活動法人 自立生活センター・ サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	自立生活センタ ー・サポート 24	奈良県奈良市 法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1 階	障害児相談支援

奈良市告示第 364 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年奈良市告示第 179 号により告示した指定納付受託者から、同条第 3 項の規定による変更の届出があったため、同条第 4 項及び奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更の届出を行った指定納付受託者の名称

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

2 変更の届出を行った事項

代表者名

3 新たな代表者名

代表取締役 踊 契三

4 代表者名を変更する日

令和 8 年 4 月 1 日

奈良市告示第366号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 7月 9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年7月2日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231号の2の3第2項の規定により指定した指定納付受託者の内容について、次のとおり変更があったので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年7月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	代表取締役 篠 寛	代表取締役 踊 契三

2 変更の対象となる告示

令和8年1月9日付奈良市告示第16号

3 変更の年月日

令和8年4月1日

奈良市告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231号の2の3第2項の規定により指定した指定納付受託者の内容について、次のとおり変更があったので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年7月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	代表取締役 篠 寛	代表取締役 踊 契三

2 変更の対象となる告示

令和8年5月11日付奈良市告示第263号

3 変更の年月日

令和8年4月1日

奈良市告示第369号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 8年 7月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
大安寺七丁目23番14－室番号	六条西一丁目4番30－4号	
大安寺五丁目12番24号	六条西一丁目4番30－5号	
あやめ池南二丁目5番11号	登美ヶ丘四丁目2番15号	
あやめ池南二丁目5番12号	六条緑町一丁目5番9号	
あやめ池北一丁目5番12－1号	四条大路三丁目2番45号	
あやめ池北一丁目9番12号	東登美ヶ丘一丁目11番2号	
西大寺竜王町一丁目3番15号	六条西一丁目6番18号	
三碓四丁目3番17号	四条大路三丁目3番8－6号	
登美ヶ丘三丁目1番11号	学園緑ヶ丘一丁目20番5号	
学園南二丁目19番14－5号	大安寺六丁目4番32－1－室番号	
大安寺六丁目4番12号		
あやめ池北三丁目19番16号		
五条西二丁目9番7号		
六条西三丁目10番3号		
西大寺新池町6番63号		
大安寺七丁目27番2－1号		
大安寺七丁目27番2－2号		
百楽園四丁目8番7－1号		
六条西一丁目4番30－3号		

奈良市告示第 3 7 0 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 4 2 年奈良市条例第 2 1 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	あやめ池南六丁目 4 番 3 1 号
変更後	あやめ池南六丁目 4 番 3 3 号

奈良市告示第 3 7 1 号

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更したいので、同法第 5 条の 2 第 1 項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第 5 条の 2 第 2 項の規定により、公示の日から 3 0 日を経過する日までに、その 5 0 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

令和 8 年 7 月 1 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図 1 のとおり	別図 2 のとおり
名 称	中町の一部	菅野台

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 8年 7月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

事件本人

省略

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年7月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年3月10日 奈良市指令整開 第 24A-45 号

令和8年6月 3日 奈良市指令整開 第 24A-45-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年7月14日 第 1984 号

公共施設 令和8年7月14日 第 1008 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中町5030番1、5030番2、5030番4、5031番2、5031番3、5037番2、5037番3、5037番4及び5037番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社日本中央住販 代表取締役 安井 利次

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中町5030番1の一部、5030番2の一部、5030番4の一部、5031番2の一部及び5031番3の一部

(2) 下水道

奈良市中町5030番1の一部、5030番2の一部及び5030番4の一部

(3) 調整池

奈良市中町5030番1の一部

(4) 公園

奈良市中町5030番1の一部

奈良市告示第374号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年 7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年7月8日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

公當企業

奈良市企業局告示第34号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和8年7月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月1日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年7月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
押熊町1363-1の一部 他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
西大寺東町二丁目 地内	②	分流	
横井七丁目～横井五丁目 地内	③	分流	
六条二丁目445-1 他	④	分流	
南京終町六丁目609	⑤	分流	
押熊町632-1 他	⑥	分流	
菅原町550の一部 他	⑦	分流	
法華寺町337-1の一部 他	⑧	分流	

位置図省略

奈良市企業局告示第35号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月8日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
平山設備	平山 智也	奈良市芝辻町二丁目8-31	令和8年7月1日

奈良市企業局告示第36号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月9日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
(株) アイディライン	代表取締役 南 正夫	大阪府枚方市黄金野二丁目5-88	令和8年6月30日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

令和8年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和8年7月15日

奈良市教育委員会
教育長 垣 見 弘 明

1 日 時

令和8年7月21日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第15号 奈良市指定文化財の指定について

議案第16号 奈良市指定文化財の一部指定解除について

議案第17号 令和9年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について

議案第18号 奈良市いじめ防止基本方針の改定について

議案第19号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

その他報告事項

その他報告事項(1) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査報告について

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会令和8年7月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和8年7月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和8年7月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定(相対分)の更新について
- (8) 知事許可について